

事問題を中心的に取扱ふ方針で名称を「一橋論叢」発行書肆は岩波で来年一月創刊とし九月中に編集準備にかゝる予定である。増地教授が主任に決定してゐるが他は未定、なほこの月刊誌は一般にも売り出されるが会員を募集し学会組織となる模様である。

第三五号（昭和十二年九月六日）

(4) 一橋法学不振の原因と対策を發表

法学研究部活動す

法学研究部では高文受験、科目選択等に現れた最近に於ける一橋法学の不振の原因及びその打破を探究し最近左の如く發表すると共に目下調査中の学制改革に対して積極的になり出すことゝなつたがかかる法学低調には四つの原因を認められる。

第一に優良可と就職問題、次に法律学科と商業経済学科の負担の相違第三には予科及び高商の準備教育の不足と教授陣の不備、第四に三部制と選択科目の過多で第一第二の原因への対策としては法律の選択科目採点を出席制度調査に依る案、また法律一単位の採点を二単位にする案。

第三の原因に対しては法律は予科からやらねばならぬ故予科にて少く共一週六時間（三年間に）の授業を課し法律の考へ方を作る案。第四の原因については之らが法律学徒に可成りの負担を課しつつ、める故現行三部制を廃止し、学生の履修課目を減ずる案が夫々考へられるが、右案の是非は何れにもせよ、兎に角、統制経済強化、官界進出の標語をかゝりて法学研究部が一橋法律学振興の爲め、学制改革に対する活

発なる運動を開始したことは学生として最初の意志表示として各方面より期待されてゐる。

第三五号（昭和十二年十月十日）

(5) 学制調査委員会予科にも設置さる

学生側機関も愈々実現

予科に於ける学制改革運動は肅園以来絶えず続けられ、予科当局にても今春新学期以来之が実行機関設置を計画中であつたところ、去月初めの学部学制調査開始に刺激されて急速に進捗し、先月末の予科教授会に於て決定を見、予科学制改革調査委員会が設置され、堀主事を始め、牧、村上、川上、石田、町田、高島、太田（可）各教授が委員に決つた、目下学期試験の爲め、末だ委員会は開かれぬが本月下旬新学期開始と共に具体的活動に入るものと見られてゐる。

一方予科生の間でも、去る一月の有志学生大会に於ける学制改革決議以来一時下火になつたとはいへ、依然改革に対する要望熾烈なるものがあり、予科当局の委員会設置に呼応して学生側の実行機関設立を希望するもの多く、理事会でも学制改革委員会及び之の基礎たる全学的実行機関設置を計画してゐるが、之も新学期に入つて実現される模様である

第三五号（昭和十二年十月十日）